

中学校（義務教育学校後期課程）への通学についての基準について

下市町教育委員会

- 1 中学校（義務教育学校後期課程）への通学は原則徒歩通学とします。
- 2 1の原則に関わらず、次の地域から通学する者は一定の手続きの上で、ルールを守ることを条件に、希望により学校長が自転車通学を許可します。

旧阿知賀小学校区、新住（都町を除く）、栃原、平原、旧下市南小学校以南

- 3 1の原則に関わらず、次のいずれかの項目にあてはまる地域から通学する者は、一定の手続きの上で、希望により小学校（義務教育学校前期課程）のスクールバスへの同乗を教育委員会が許可します。

- ・ 通学距離が4km以上の地域から通学する者。
- ・ 4km未満であっても、高低差が激しい地域（栃原、平原、新住丸尾地区、広橋の一部）から通学する者。

- 4 3の条件にあてはまる地域においては、自転車通学かスクールバスへの同乗かを事前に選択して手続きしてください。自転車補助金支給の関係及びバスの運行への影響により、両方を同時に選択することはできません。
- 5 広橋、丹生、栃原、平原の4地域においては、公共交通機関（奈良交通バス）を利用するケースも許可しますので、事前に申し出て下さい。ただし、その場合通学定期を補助する関係から、自転車通学やスクールバス同乗による通学はできません。
- 6 この基準は、令和3年4月1日より実施します。